

保医発0331第1号
令和5年3月31日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）を下記のとおり改正し、令和5年4月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

1 別添1第2章第3部第1節D012に次を加える。

(59) 糞便中カンピロバクター抗原（定性）は、カンピロバクター感染を疑う患者に対し、イムノクロマト法により行った場合に本区分「38」肺炎球菌細胞壁抗原定性を準用して算定できる。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発0304第1号)

改正後	現行
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料 第1部・第2部 (略)</p> <p>第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D000～D011 (略)</p> <p>D012 感染症免疫学的検査 (1)～(58) (略)</p> <p><u>(59) 糞便中カンピロバクター抗原(定性)は、カンピロバクター感染を疑う患者に対しイムノクロマト法により行った場合に本区分「38」肺炎球菌細胞壁抗原定性を準用して算定できる。</u></p> <p>D013～D025 (略)</p> <p>第2款 (略)</p> <p>第2節 削除</p> <p>第3節・第4節 (略)</p> <p>第4部～第13部 (略)</p> <p>第3章 (略)</p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料 第1部・第2部 (略)</p> <p>第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D000～D011 (略)</p> <p>D012 感染症免疫学的検査 (1)～(58) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>D013～D025 (略)</p> <p>第2款 (略)</p> <p>第2節 削除</p> <p>第3節・第4節 (略)</p> <p>第4部～第13部 (略)</p> <p>第3章 (略)</p>